

令和4年

南部町議会第3回定例会会議録

令和4年9月 6日 開会

令和4年9月16日 閉会

山梨県南部町議会

令和 4 年

南部町議会第 3 回定例会会議録

9 月 6 日

令和4年南部町議会第3回定例会（第1日目）

令和4年9月6日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第6号 令和3年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第5 議案第51号 南部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第52号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第53号 令和4年度南部町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第8 議案第54号 令和4年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第55号 令和4年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第56号 令和4年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第57号 令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第58号 令和4年度南部町睦合財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第59号 令和4年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第60号 令和4年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第61号 工事請負契約の締結について
- 日程第16 認定第1号 令和3年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第2号 令和3年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第3号 令和3年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第4号 令和3年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第5号 令和3年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第6号 令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第7号 令和3年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第8号 令和3年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第9号 令和3年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第25 認定第10号 令和3年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入
歳出決算認定について

日程第26 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

日程第27 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	芦澤潤一郎	2番	望月憲之
3番	望月小五郎	4番	塩津悟
5番	望月郁夫	6番	木内秀樹
7番	遠藤高芳	8番	望月光彦
9番	小泉昇一	10番	仲亀佳定
11番	高橋茂広	12番	遠藤光宣

3. 欠席議員(0名)

4. 会議録署名議員

5番	望月郁夫	6番	木内秀樹
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町 長	佐野和広	教 育 長	入月一巳
代表監査委員	田中清一	秘書政策監	小倉弘規
会計管理者 (兼) 出納室長	佐野彰紀	総務課長	渡辺雄治
財政課長	市川隆	企画課長	杉山一陽
税務課長	渡辺幸博	交通防災課長	金井貴
子育て支援課長	岡村忠	福祉保健課長 (兼) 地域包括支援センター所長	佐野武人
住民課長	佐野郁夫	産業振興課長 (併) 農業委員会事務局長	若林安彦
建設課長	望月一臣	水道環境課長	遠藤成
デイサービスセンター所長	望月文広	アルファセンター所長	仲亀哲也
健康管理センター所長	渡辺基	学校教育課長 (兼) 学校給食共同調理場所長	近藤利也
生涯学習課長 (兼) 公民館長	遠藤賢	アルカディア課長	尾崎龍次

6. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議会事務局長 遠藤一明

開会 午前 9時30分

○議長（遠藤光宣君）

皆さん、おはようございます。

令和4年第3回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

9月に入り、厳しい残暑も幾分和らぎ、日ごとに秋の気配を感じられる季節となりました。

今年の夏を振り返りますと、3年ぶりに入場制限を設けずに開催された、第104回全国高等学校野球選手権大会において、仙台育英高校が悲願の初優勝を成し遂げました。

東北勢の優勝は、春夏合わせ歴史上まだなく、奥州三関のひとつに数えられる白川の関を、初めて優勝旗が超えたことでも話題となりました。

優勝後のインタビューで須江監督の、コロナ禍の苦しい中、あきらめずにやってきた全国の高校生全員に向けたメッセージが心に残りました。

いまだ高止まりをしている新型コロナウイルス感染症。4回目のワクチン接種が進む中ではありますが、今後もwithコロナの状態が続くと思われます。

皆さまには、引き続き感染予防を徹底していただきますよう、お願いいたします。

関東地方は、先日の気象庁の修正により、7月末に梅雨明けしたものの、東北や九州など、各地において線状降水帯が発生し、川の氾濫や土砂災害を引き起こしました。

改めて異常気象による自然災害の恐ろしさを痛感いたしました。

町民の皆さまには、災害に対する日ごろの備えをお願いいたします。

議員各位におかれましては、公私ともにご多忙のところ、第3回定例会へご参集を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会は、令和3年度の南部町各会計歳入歳出決算認定が提出されており、令和3年度の予算が議決した目的に従って適正に執行されたのか、また、どのような行政成果があったのか、執行部から示されるわけであります。

審議内容は多岐にわたり膨大なものでありますが、町民の負託に応えられますよう、活発で実りのある質疑・討論をお願いいたします。

なお、本定例会もクールビズのため、上着、ネクタイの着用は自由といたしますので、ご了承ください。

それでは、本定例会の円滑なる議会運営に格段のご協力を重ねてお願い申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。

ただいまから、令和4年南部町議会第3回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和4年南部町議会第3回定例会は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（遠藤光宣君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、5番 望月郁夫議員および6番 木内秀樹議員の両名を指名いたします。

○議長（遠藤光宣君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月22日までの17日間といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月22日までの17日間とすることに決定いたしました。

○議長（遠藤光宣君）

日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育委員会の教育長および監査委員に出席を求めたところ、お手元に配付のとおり、説明員の出席ならびに委任の通知がありましたのでご承知願います。

町長からお手元に配付のとおり、議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、請願、陳情等についてであります。本日までには請願1件、陳情1件を受理いたしました。皆さんのお手元に配付いたしましたとおりであります。

請願第2号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書

この1件については、会議規則第92条第1項の規定により、文教厚生常任委員会に付託いたします。

なお、審査は今期定例会会期中を期限といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、本付託案件は、今期定例会の審査とすることに決定いたしました。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による、令和3年度会計の令和4年5月分、令和4年度会計の令和4年5月・6月・7月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。写しをお手元に配付しておきましたのでご承知願います。

次に、教育委員会から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定による、「教育に関する事務の点検及び評価報告書」令和3年度分の提出がありました。お手元に配付しておきましたのでご承知願います。

以上で、諸報告を終わります。

○議長（遠藤光宣君）

日程第4 報告第6号 令和3年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

- 日程第5 議案第51号 南部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第52号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第53号 令和4年度南部町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第8 議案第54号 令和4年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第55号 令和4年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第56号 令和4年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第57号 令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第58号 令和4年度南部町睦合財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第59号 令和4年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第60号 令和4年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第61号 工事請負契約の締結について
- 日程第16 認定第1号 令和3年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第2号 令和3年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第3号 令和3年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第4号 令和3年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第5号 令和3年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第6号 令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第7号 令和3年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第8号 令和3年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第9号 令和3年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第10号 令和3年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 以上、23件について、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。
- 町長から、行政報告と併せて、提案理由の説明を求めます。
- 佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

令和4年第3回定例会開催にあたり、提出いたしました案件の説明に先立ちまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

本日、南部町議会第3回定例会を開催いたしましたところ、何かとご多忙のところ、全議員の皆さまの出席を賜り議会が開催されますことに、心から感謝申し上げます。

前回の第2回臨時会が開かれた3日後、世界の中でも最も安全な国と言われている日本で、安倍元総理が街頭演説中に銃撃されお亡くなりになられるという、大変ショッキングな事件が発生いたしました。

安倍元総理におかれましては、憲政史上最長となる期間にわたり、力強いリーダーシップに

よりこの国の舵取りに力を尽くされ、アベノミクスによる経済再生や戦略的な外交など、わが国の発展にご尽力されました。その豊かなご経験、ご見識を生かし、これからも国政の場でご活躍いただけるものと思っておりましたので、誠に残念でなりません。安倍元総理のこれまでの多大なるご功績に敬意を表しますとともに、謹んで哀悼の意を表し、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

中部横断自動車道の山梨・静岡間が全線開通して、8月29日で1年が経過し、町内でも静岡県以外の県外ナンバーをよく見かけます。山梨県内では、新たな物流拠点や工場、大型商業施設が進出するなど、活性化に向けた明るい話題が目立ちます。

本町でも開通を視野にまちづくりを進めてきましたので、すでに企業誘致が実現し、雇用の創出などにつながっております。

また、道の駅なんぶでは、この8月に過去最高の売り上げを記録したそうです。6月に完成したアルカディア多目的広場は、町内はもとより静岡県の方も多く利用されており、当初からもくろんでいたとおり、交流人口の増加につながっております。

今後、芝生が根付いた暁には、さらにその動きが加速されるものと思われます。

中部横断自動車道の開通により、本町の交通の利便性は向上し、静岡県の広範囲が通勤圏となりました。今後は、町内への移住、定住にも期待をするところです。

次に、新型コロナウイルス感染症についてであります。新型コロナウイルス感染症が流行し、日常生活にさまざまな制限がかかり、大変な生活を強いられている方も多いと思います。

感染対策をしても、変異株は次々に生まれ感染者数が増加していることから、コロナ対策に、ある種の疲れを感じている方も多くおられることでしょう。

多くの人にとって、コロナは罹患しても死亡するリスクはそう高くはありません。しかし、コロナに罹患した後のさまざまな後遺症も報告されており、特にワクチンを未接種の方にとっては、まだかかってよい病気ではないと考えられます。

また、その驚くべき感染力の強さから一気に感染が拡大し、私たちの対処能力を超え、現在、通常の医療を提供できない事態にも陥っています。

本町でも7月から今月に至る間は、新規感染者が途切れることなく確認されており、今年に入ってから感染者数は400人を超えております。

町では、高齢者や基礎疾患がある方を対象に、4回目のワクチン接種を行っております。また、5回目の接種に向けた準備も進めておりますが、今後も引き続きマスクの着用、ワクチン接種、できる範囲で3密を避けるといった基本的な感染対策をお願いするところです。

それでは、6月定例会以降の行政報告をさせていただきます。

6月12日、南部町総合センターの2階へ移転しリニューアルした、山梨県立男女共同参画推進センター「ぴゅあ峡南」のオープニング記念式典にご招待いただき、出席をいたしました。

また、当日午後からは、長崎知事の県政報告会が活性化センターで開催され、多くの町民がお越しになりました。

6月16日、令和4年度南部いきいき大学の開校式が行われ、第1回学習会の講師として、今後の町の施策について講話をしました。

また、同日、南部町社会福祉協議会定時評議会がアルファーセンターで開催され、遠藤議長とともに出席いたしました。

6月17日、南部町の活力あるまちづくりの拠点としてかねてから整備を進めてきました、

アルカディア多目的広場の竣工式を、議員の皆さまにもご臨席をいただき執り行いました。

また同日、第33回みどりの愛護のつどいで国土交通大臣表彰を受けられた、あじさいボランティアの会に対し、表彰の伝達を行いました。

6月20日、南部町防災会議を農村環境改善センターで開催いたしました。会議には国土交通省甲府河川国道事務所をはじめ、南部警察署長、中部消防署長など、本町の防災関係団体が一堂に集まり、南部町地域防災計画の改正について協議いたしました。

6月27日に、山梨県市町村職員共済組合理事長として、役員会および組合会を開催いたしました。会議では令和3年度決算などを承認いただきました。

7月4日、社会を明るくする運動強調月間に合わせて、保護司の皆さまが町長室にお見えになり、内閣総理大臣からのメッセージの伝達が行われました。

7月8日、地域活動支援センターあじさい工房およびふきのとうの運営委員会が開催され、出席いたしました。

会議では両事業所の令和3年度の事業報告および決算報告がされ、今後の事業計画等について協議いたしました。

7月19日、町村長開議が開催され出席をいたしました。

会議では、令和3年度の会務報告や決算の認定のほか、来年度に向けて国、県の施策および予算に関する提案、要望が協議されました。

7月21日、第1回富士川中流域アユを育む清流プロジェクト検討会が開催され、出席をいたしました。

この会議は、甲府河川国道事務所および県土整備部が事務局を務め、富士川の中流域に位置する早川・身延・南部町の3町と日本軽金属で構成し、魚が生息しやすい川づくりに関する対応を検討し、各種の取り組みを実施することで、昔のような富士川を取り戻すための会議です。

今後は、現地調査や課題解決のための検討など、ワーキンググループでの開催を経て、プロジェクト会議を開催し、魚釣りが盛んで人々から親しまれる活気あふれる魅力的な河川を目指してまいります。

7月27日に、南部町総合教育会議を開催いたしました。

会議では、教育委員会の令和4年度の取り組み方針が説明されたほか、南部地区の小学校適正配置について、教育委員の皆さんと協議をいたしました。

8月5日、遠藤議長、高橋副議長、仲亀議会運営委員長とともに議員会館を訪れ、山梨から選出されている国会議員の先生方へ、国道469号の整備促進に向けた陳情をしてまいりました。

8月15日、コロナ禍で疲れ切った町民のところに少しでも明るい光を届けようと、規模を縮小して南部の火祭りを開催いたしました。しかしながら、百八体の火が周りの枯草に延焼し、急きょ花火の打ち上げを中止するという残念な結果となりました。

火祭りを楽しみに来ていただいた町民の皆さまに、ご迷惑、ご心配をおかけいたしましたことは、私の不徳の致すところであります。今回のことを検証し、次回は再発防止を徹底してまいります。

8月17日、新々富士川橋の建設促進要望活動のため、静岡県庁を訪れ、静岡県知事と議長に対し、富士市長、身延町長とともに、1日でも早い開通をお願いしてまいりました。

また、同日午後から、身延総合会館での峡南地域ネクスト共創会議へ出席いたしました。こ

の峡南地域ネクスト共創会議は、中部横断自動車道の山梨・静岡間の全線開通を契機に、県と峡南地域5町の連携のもと、共通する地域課題等の解決に向けた歩みを確実に進めることとし、その取り組みを協議するため設立されました。

当日、県からは長崎知事をはじめ、総務部理事、知事政策局のほか13課の課長等が一堂に集まり、峡南地域の現状や課題、目指すべき方向性や具体的な解決策などを協議いたしました。

8月29日、国道469号同盟会の富士宮市長とともに、長崎山梨県知事、および県議会議長へ要望活動を行ってまいりました。

以上で、行政報告を終わります。

それでは、本定例議会にご提案させていただいた議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

お手元の議案集にありますように、本定例会への提出議案は、報告が1件、条例の改正が2件、補正予算案8件、工事請負契約の締結が1件、決算認定議案10件、人事案件1件の合計23件であります。

はじめに、議案集1ページ、報告第6号 令和3年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告であります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の報告書を付して報告いたします。

議案集2ページをご覧ください。

本町においては、4指標ともに早期健全化基準以下であり、また資金不足比率につきましても経営健全化基準以下となっており、健全な財政状況にあることを報告いたします。

次に、議案集3ページ、議案第51号 南部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。国家公務員の妊娠、出産、育児等と、仕事の両立支援のために講ずる措置が整備され、地方公務員の勤務時間、休暇、その他の勤務条件については、地方公務員法第24条第4項により、国家公務員の措置との検証を踏まえることが求められていることから、その趣旨に従い、育児休業の取得回数の制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等について同様の措置を講ずることとしたことに伴い、本条例の一部を改正する必要がありますためであります。

次に、議案集9ページ、議案第52号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。雇災に関する証明は、峡南広域行政組合において行うこととなったことで南部町手数料徴収条例から削りましたが、東北大震災以降、災害対策基本法が見直され、火事以外の雇災証明は、各市町村で調査し証明書を交付することとなったことに伴い、本条例の一部を改正する必要がありますためであります。

次に、議案第53号から議案第60号までは、一般会計ほか8会計の補正予算であります。

はじめに、令和4年度南部町一般会計補正予算であります。7月補正予算後の情勢の変化に対応するため、国庫支出金、繰入金および町債、令和3年度の決算剰余金などを主な財源として、緊急を要する事業に必要な措置を講じたものであります。

主な事業としては、新型コロナウイルス感染症予防費として追加のワクチン接種費用を計上したほか、道路新設改良事業や、アルカディアスポーツセンタープールの修繕費などの予算を計上いたしました。

その結果、歳入歳出予算はそれぞれ8,428万5千円の追加となり、予算の総額を52億

6, 872万8千円とするものであります。

次に、特別会計です。

指定居宅サービス特別会計補正予算は、人事異動に伴う給与費補正と備品購入のほか、前年度決算確定に伴う補正であります。

国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の事業勘定は、県補助によるシステム改修と繰越金を財源とした一般会計繰出金の補正。南部直診勘定と万沢直診勘定は、繰越金を財源とした医療用機械器具費の補正が主たる内容となります。

介護保険特別会計補正予算は、繰越金を主な財源としまして、精算に伴う返還金や給与準備基金積立金、一般会計繰出金など7, 863万6千円を補正いたします。

後期高齢者医療特別会計補正予算は、前年度決算が確定したことに伴う補正であります。

睦合財産区および大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計補正予算は、前年度決算が確定したことに伴う補正であります。

富沢財産区特別会計補正予算は、木材売払収入を財源に、管理費および造林費を補正いたします。

以上で、補正予算の提案理由の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第61号 工事請負契約の締結についてであります。議案集12ページをお開きください。

議案第61号の工事請負契約の締結についてであります。総合会館解体工事につきまして、入札により契約相手の選定が整いましたことから、契約の締結を議会に諮るものであります。

続きまして、別冊の決算書、認定第1号 令和3年度南部町一般会計歳入歳出決算認定から、認定第10号 令和3年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定であります。すでに監査委員による決算審査報告を受け、全ての会計で適切に処理され、正当であるとの意見書を受理いたしました。

お手元にその写しを配付しましたので、決算審査意見書の説明につきましては省略させていただきます。

なお、監査委員からご指摘いただいた、住民生活に必要とされる施策を積極的に展開するとともにさらなる活性化を図り、将来を見据えた施策の推進が必要であるとの貴重なご意見につきましては、真摯に受け止め、身を引き締めて町政運営にまい進する所存であります。

最後に、議案集17ページ、諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてであります。

現在の佐野隆行氏が令和5年3月31をもって任期満了となりますので、その後任として、万沢5216番地、昭和33年5月16日生まれの新井稔氏を推薦するものであります。

以上、本定例会に提案をいたしますが、議案の詳細な説明につきましては会計管理者ならびに担当課長に説明させますので、よろしくご審議をいただき、議決ならびに認定を賜りますようお願い申し上げます。私からの提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（遠藤光宣君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

はじめに、日程第4 報告第6号および日程第7 議案第53号から日程第14 議案第60号までの補正予算ならびに日程第15 議案第61号 工事請負契約の締結について、市川財政課長。

○財政課長（市川隆君）

（補足の説明・省略）

○議長（遠藤光宣君）

次に、日程第5 議案第51号について、渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺雄治君）

（補足の説明・省略）

○議長（遠藤光宣君）

次に、日程第6 議案第52号について、渡辺税務課長。

○税務課長（渡辺幸博君）

（補足の説明・省略）

○議長（遠藤光宣君）

ここで、暫時休憩いたします。

再開は10時50分です。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時50分

○議長（遠藤光宣君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、日程第16 認定第1号から日程第25 認定第10号について、佐野会計管理者。

○会計管理者（兼）出納室長（佐野彰紀君）

（補足の説明・省略）

○議長（遠藤光宣君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

ここで、令和3年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率ならびに各会計の歳入歳出決算および基金の運用状況について、田中清一代表監査委員より審査結果の報告をお願いいたします。

田中代表監査委員。

○代表監査委員（田中清一君）

代表監査委員の田中でございます。

それでは、私から、去る7月28日、29日の2日間、仲亀佳定監査委員ともども実施いたしました、令和3年度決算にかかる財政健全化審査ならびに各会計の決算審査の結果について、その概要を報告いたします。

はじめに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき審査に付されました、財政健全化審査についてご報告いたします。お手元に配付されております、令和3年度財政健全化審査意見書をご覧ください。

町長から提出されました、健全化判断比率および資金不足比率、ならびに算定基礎となる事項を記載した100ページにわたる資料をもとに、財政課より状況を聴取し審査した結果、これらの書類は、いずれも法令等に基づき適正に作成されているものと認められました。

南部町の健全化判断比率の状況は1ページに、資金不足比率の状況は2ページに記載されている表のとおりであります。

各健全化判断比率・資金不足比率ともに、早期健全化基準ならびに憂慮される基準を大きく下回っており、指摘する事項は特にありませんが、引き続き健全な財政運営の維持に努めていただくことを望みます。

次に、地方自治法第233条第2項および第241条第5項の規定に基づき審査に付されました、令和3年度南部町一般会計および特別会計の歳入歳出決算ならびに基金の運用状況の審査結果について、概要を報告いたします。お手元に配付されております、令和3年度会計決算審査意見書をご覧ください。

審査の対象は、一般会計および特別会計9件の歳入歳出決算および定額の資金を運用している土地開発基金の運用状況で、関係諸帳簿、その他証書類と照合しながら審査を行いました。

また、令和4年度から5年度にかけて取り壊し予定の総合会館と、それに伴い改修を行った分庁舎2階の会議室、中山間地域総合整備事業により改良を行った農道9号、公共施設等総合管理事業により全照明をLEDに改修した旧富河中学校体育館、過疎対策事業として補強を行った御堂上橋耐震補強工事等の事業実施状況および運営状況を調査するため、現地確認を行い、各担当者から概況を聴取いたしました。

その結果、各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書および財産に関する調書ならびに基金運用状況調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数に誤りはなく、予算執行も適法・適正であると認められました。

まず、令和3年度一般会計について、3ページの表1です。

歳入総額が65億7,881万9千円、歳出総額は57億7,275万9千円でありました。繰越明許費繰越額として4,644万円がありますので、実質収支額7億5,962万円が令和4年度への繰越額となりました。

歳入面においては、主たる財源である地方交付税は、5ページの表4のとおり、前年度の28億6,050万7千円に比べ、普通交付税が1億4,629万8千円、特別交付税が1,801万7千円、合計で1億6,431万5千円の増額となり、総額では30億2,482万2千円でありました。

これは、普通交付税の算定項目に、新規項目として地域デジタル社会推進費が算入されたことと、コロナ禍における追加交付として、臨時経済対策費臨時財政対策債償還基金費が加算されたことが主な要因です。

なお、4ページの表3のとおり、歳入総額の46.0%を占める地方交付税に大きく依存している状況は、依然として変わりありません。

町税収入は、6ページの表5のとおり、町民税では、個人住民税が人口減少および高齢化率の上昇により調定額・収入済額ともに減少。法人住民税にあつては、納税義務のある法人数は減少したものの大口法人の増収益があり、これにより町民税全体では前年度に比べ収入額が251万7千円の増額となっています。

今後、コロナウイルスによる所得の減少、人口減による納税義務者の減少や税率改正による国税への税源振替と、これまでの調定額よりさらに減少し、大幅な減収となることが予想されます。

課税客体の減少によるものなのでいかんともしい難いわけですが、当該年度調定額の徴収に最大限の努力を図られることを望みます。

徴収率は、昨年度より0.03ポイント減少したものの、県下でも上位に位置し高い徴収率

を維持していることは、未納者や滞納者に対する催告や丁寧な納税相談による結果であることが確認でき、徴収事務の努力は、昨年度に引き続き大いに評価に値します。

今後も、税の公平性および公正性の観点から、慎重な対応と徴収の強化を引き続き図ることが必要です。

次に、歳出面では、7ページの表6のとおり減少した項目は、職員数は増加していますが、会計年度任用職員、任期なき職員分の減少により人件費が。また平成22年度に道路橋梁整備など建設費用として借り入れた合併特例債、過疎債の償還が終了したことにより公債費が。特別給付金事業の減少およびがんばろう商品券事業の実施回数の減少により補助費が、それぞれ減額となっています。

一方、増加した項目は、システム改修や計画策定などの委託料として物件費が。また子育て世帯臨時特別支援事業や、障がい福祉サービスなどにより扶助費が。そして公園管理事業、旧富河中学校改修事業により投資的経費が、それぞれ増加となっています。

また、8ページ表7のとおり、新型コロナウイルスに伴う事業縮小による余剰金により、公共施設整備基金、減債基金などに積み立てを行いました。

今後、取り壊しが進められている総合会館や、国土強靱化計画に沿った公共施設総合管理事業、橋梁長寿命化補修工事等の投資的事業も控えている中、引き続き行財政改革を念頭に置き、人件費、扶助費、および公債費にかかる義務的経費が高い水準で推移しないよう注視し、将来負担を考慮した歳出を図られることを望みます。

次に、特別会計の決算については、10ページ表13-1、および11ページ表13-2のとおり、9会計の歳入総額は30億4,926万8千円、歳出総額は28億4,048万2千円となりました。翌年度に繰り越すべき額がありませんので、実質収支額は2億878万6千円となっています。

特別会計においても計数に誤りはなく、予算執行はそれぞれの会計の目的に沿って、適法・適正と認められました。

特別会計の詳細について、抜粋して報告させていただきます。

まず、簡易水道事業特別会計においては、歳入の水道使用料収入は、新型コロナウイルス感染症に対する施策として、全町民、企業を対象に6カ月間の使用料免除を実施したことに伴い、使用料の一部を一般会計から繰り入れています。この施策については、全南部町民と南部町全域を対象とした素晴らしい施策と考えられます。

しかし、この事業においては、表13-2にありますように、1億6,640万1千円の一般会計からの繰入金は、法定外繰入金に大きく依存しており、国庫補助事業の減少など、今後の事業計画に大きな影響を及ぼすと考えられます。

今後、企業会計として少しでも自立の方向へ向かえるよう、なお一層の努力を図ることが必要です。

また、12ページ、表15のとおり、水道使用料の徴収率は0.07ポイント増加し、収入未済額は前年度より173万7千円減少し、令和3年度末の収入未済額の合計は852万1千円となっています。

あくまでも使用料であるため、受益者負担の適正化に努め、利用者間の公平性および公正性の確保と町民サービスの向上を目指し、今後も、未収金の発生防止とその回収に強力に取り組み、本会計の財政基盤強化を図られることを望みます。

次に、国民健康保険特別会計、事業勘定について、新型コロナウイルス感染症により税収の減少が心配されたところですが、コロナ禍を起因とする税の減免については、国、県の補助金と交付金が充てられ、また徴収率も高く保たれたことで、財政面での影響はありませんでした。前回の国保税の賦課方式および税率改正に当たり計画した、財政調整基金の充当については、当年度は前年度からの繰越金により、基金の取り崩しをしなくても、令和3年度の収支は前年度を上回っています。

13ページ、表17のとおり、実質収支では昨年度より1,009万2千円増加し、6,063万7千円となっています。

今般の新型コロナウイルス感染症は、国保事業運営の上でも医療費の推計が難しくなることが予想されます。県納付金等に関する情報の収集や、財政調整基金の的確な活用について十分に検討し、国保財政の健全性堅持に努めていくことが必要です。

一方、被保険者が減少を続ける中であって、例年1人当たりの医療費が県ワースト5以内にある本町にあっては、高額医療費の伸びは大いに憂慮すべき状況であり、詳細な分析を行い、コロナ禍において難しい面はありますが、被保険者個々の健康意識を高めていくことにつながる取り組みを図ることが大切です。

次に、指定居宅サービス特別会計については、12ページ表16のとおり、令和3年度も黒字決算となっていますが、これは一般会計からの繰入金によるもので、富河デイサービスにおける1日あたりの利用者は、定員30名に対し、令和2年度から20名を下回る月が目立っています。

それに伴い、サービス収入も減収となり、一般会計からの繰入金が令和2年度の1,664万5千円から、令和3年度は2,422万2千円と、大幅に増加しています。

今後は、運営内容について検討を行い、利用者数の増加を図るか、定員数の見直し等の検討を行い、現状に即したサービスに努め、事業の継続と更なるサービスの向上に向け、本事業運営に携わっている社会福祉協議会との連携強化を図り、健全運営に努められることを望みます。

以上が、一般会計および抜粋した特別会計の決算概要であります。

過疎地域に位置し、小規模自治体である本町にあっては、歳入に占める町税の割合は13.9%と、今後も自主財源の安定的な確保は厳しいことが予想され、交付税をはじめとする依存財源に頼らざるを得ないのが現状であります。

しかし、そうした状況下ではありますが、町政には財政の健全性を保ちながらも、町内の経済活性化を推し進めつつ、直面する課題や最優先して行うべき事業を見極め、限られた財源を有効に活用し、町民サービスを低下させることがないよう効率的な行財政システムの構築に努め、最小の経費で最大の効果を上げられるよう、真に住民生活に必要とされる施策を積極的に展開するとともに、さらなる活性化を図り、将来を見据えた政策の推進に取り組まれることをお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、お手元に配付してあります「財政健全化審査意見書」および「決算審査意見書」をご覧ください、ご確認をお願いいたします。

以上、審査結果の報告を終わります。

○議長（遠藤光宣君）

以上で、監査委員の審査結果報告を終わります。

田中代表監査委員、ご苦労さまでした。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は13時です。

よろしくお願いします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○議長（遠藤光宣君）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（遠藤光宣君）

ただいま議題となっております案件のうち、日程第4 報告第6号および日程第15 議案第61号および日程第26 諮問第1号についての3件については、町長から、本日先議されたい旨の申し出がありました。

よって、本日先議いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第4 報告第6号、日程第15 議案第61号および日程第26 諮問第1号については、本日、先議することに決定いたしました。

議案集1ページをお開きください。

日程第4 報告第6号 令和3年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第4 報告第6号 令和3年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての質疑を終結いたします。

次に、議案集12ページをお開きください。

日程第15 議案第61号 工事請負契約の締結についてを議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第15 議案第61号 工事請負契約の締結についての質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

日程第15 議案第61号について、討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、日程第15 議案第61号についての討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

日程第15 議案第61号 工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第15 議案第61号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案集17ページ、諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

本案は人事案件でありますので、質疑・討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略して、直ちに採決に入ることに決定いたしました。

本案は原案のとおり、適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、諮問第1号については、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

○議長（遠藤光宣君）

日程第5 議案第51号から日程第14 議案第60号および日程第16 認定第1号から日程第25 認定第10号までの20件についてを議題とし、順次質疑を行います。

なお、これらの案件については委員会付託を予定しておりますので、詳細な質問は委員会審査でお願いいたします。

最初に、日程第5 議案第51号 南部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第5 議案第51号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第6 議案第52号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

1番、芦澤議員。

○1番議員（芦澤潤一郎君）

罹災証明書が身近で取得できるということは、大変ありがたいと思います。

罹災証明書の発行は、判断基準が大変難しいと聞いていますが、専門家が発行するのか、また町職員が発行するのであれば、研修や教育等はどのようにするのか、お伺いします。

○議長（遠藤光宣君）

渡辺税務課長。

○税務課長（渡辺幸博君）

それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

判定につきましては、職員で可能な限り行うものとしております。ただし、判定基準につきましては、国から示されている基準がございますので、それにのっとって行う形になろうかと思っております。

災害の発生時には、おそらく県外、県内からご協力をいただいて危険度判定等はしていただきますけれども、それもまた参考にさせていただいて、町のほうで出す形で対応します。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第6 議案第52号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第7 議案第53号 令和4年度南部町一般会計補正予算（第5号）について、質疑を行います。

別冊の一般会計補正予算書をご用意ください。

質疑は、全ての会計において事項別明細書により行います。

はじめに歳入について、11ページから12ページ、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

第2款総務費から第4款衛生費について、15ページから18ページ中段まで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第5款農林水産業費から第9款教育費、18ページ中段から最終21ページまで、質疑はありませんか。

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

18ページの農林水産業費、5款の2項林業費、2目の林業振興費の中で、備品購入費でたけのこの真空パック機械の購入という説明がありましたけれど、これは去年設置した万沢のものと同等のものなのか、いつ設置予定なのか教えていただきたいと思います。

○議長（遠藤光宣君）

若林産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（若林安彦君）

ただいまの望月議員のご質問にお答えいたします。

今回計上した、たけのこの用の真空包装機につきましては、万沢診療所入口に設置してあります真空包装機と、大体同等のものとなります。

また、設置につきましては、活用が始まる前段階の3月くらいまでには設置を完了したいと思っております。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

19ページの9款教育費で、学校管理費で防災のヘルメットを各学校で購入するという説明がありましたけれども、防災グッズについては、防災ヘルメット以外のもの、例えば水だとか、そういったものについての整備というのはどういう形になっていますか。

○議長（遠藤光宣君）

近藤学校教育課長。

○学校教育課長（兼）学校給食共同調理場所長（近藤利也君）

望月議員の質問にお答えをいたします。

今回、防災ヘルメットは各学校のものを更新させていただく予定でおりますが、他の備蓄品につきましては、それぞれ賞味期限など期間を見ながら一定の量を、各学校にはエリア防災会もごございますので、そういった中でしっかりとした整備を行っております。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

21ページ、9款教育費のアルカディアスポーツセンター費の修繕費で、アルカディアのプールとありますが、この約1,600万円で修理をして、また壊れるという危険性はないのでしょうか。一気に新しくするという考えはないのか伺います。

○議長（遠藤光宣君）

尾崎アルカディア課長。

○アルカディア課長（尾崎龍次君）

議員のおっしゃるとおり、すべてというところのほうがよろしいかと思えますけれども、業者にも確認をしたなかで、プールの今回破損したもののほかに緊急に修繕しなければならない部分を含めまして1,600万円としております。

また、ほかの付属品につきましても、今後、計画的に修繕を考えております。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第7 議案第53号についての質疑を終結いたします。

次に、別冊の特別会計補正予算書をご用意ください。

日程第8 議案第54号 令和4年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

9ページと13ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第8 議案第54号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第9 議案第55号 令和4年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。

事業勘定31ページと35ページ、直営南部診療施設勘定43ページと47ページおよび直営万沢診療施設勘定55ページと59ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第9 議案第55号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第10 議案第56号 令和4年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。

71ページと75ページ、76ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第10 議案第56号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第11 議案第57号 令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

85ページと89ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第11 議案第57号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第12 議案第58号 令和4年度南部町睦合財産区特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

99ページと103ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第12 議案第58号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第13 議案第59号 令和4年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

113ページと117ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

113ページの財産収入で財産売却収入、木材の販売だと思うのですが、令和3年も600万円ほどの売り上げがありまして、今年度もこれだけの売り上げを補正するというので、一般会計の繰入金が減って大変町としてもありがたい話だと思うんですが、大体このくらいの売り上げが1年間に予想ができるということでしょうか。

○議長（遠藤光宣君）

若林産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（若林安彦君）

ただいまの望月議員のご質問にお答えいたします。

富沢財産区での間伐の搬出につきましては、計画的に財産区のほうで執り行っておるところでありますので、大体このくらいの収入がコンスタントに入るのではないかなと思っていますところであります。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第13 議案第59号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第14 議案第60号 令和4年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

127ページと131ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第14 議案第60号についての質疑を終結いたします。

次に、別冊の決算書をご用意ください。

日程第16 認定第1号 令和3年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

質疑は、全ての会計において事項別明細書により行います。

はじめに、歳入について質疑を行います。

第1款町税から第14款使用料及び手数料、9ページから15ページ上段まで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第15款国庫支出金から第22款町債、15ページ中段から24ページまで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

第1款議会費から第2款総務費、25ページから34ページ中段まで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第3款民生費から第4款衛生費、34ページ下段から44ページ上段まで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第5款農林水産業費から第6款商工費、44ページ下段から50ページ下段まで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第7款土木費から第8款消防費、50ページ下段から55ページ中段まで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第9款教育費について、55ページ下段から67ページ上段まで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第10款災害復旧費から第13款予備費及び財産に関する調書について、67ページ

下段から76ページまで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、南部町土地開発基金運用状況調書について、最終77ページ、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第16 認定第1号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第17 認定第2号 令和3年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、5ページから8ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第17 認定第2号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第18 認定第3号 令和3年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について、5ページから10ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第18 認定第3号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第19 認定第4号 令和3年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、はじめに事業勘定、財産に関する調書を含め、6ページから25ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、直営南部診療施設勘定、財産に関する調書を含め、5ページから12ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、直営万沢診療施設勘定、財産に関する調書を含め、5ページから12ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第19 認定第4号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第20 認定第5号 令和3年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、財産に関する調書を含め、7ページから28ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第20 認定第5号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第21 認定第6号 令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、5ページから9ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第21 認定第6号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第22 認定第7号 令和3年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産に関する調書を含め、5ページから8ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第22 認定第7号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第23 認定第8号 令和3年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産に関する調書を含め、5ページから9ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第23 認定第8号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第24 認定第9号 令和3年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産に関する調書を含め、5ページから8ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第24 認定第9号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第25 認定第10号 令和3年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産に関する調書を含め、5ページから8ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第25 認定第10号についての質疑を終結いたします。

以上で、質疑を終結いたします。

これより提出議案の委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布してありますとおり、所管の常任委員会へ提出議案を付託したいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付してありますとおり、所管の常任委員会へ付託することに決定いたしました。

○議長(遠藤光宣君)

日程第27 一般質問を行います。

一般質問は、通告書の1つの質問事項ごとに質問と回答を終了し、次の質問事項に進む一問一答方式です。

1人の一般質問の持ち時間は、質問と回答の時間を含め40分間です。

また、同一の質問事項についての再質問は、2回までですのでよろしくお願いいたします。
なお、残り時間は、議場内に設置してありますモニターに表示されますので十分ご留意ください。

時間が経過した場合は、議長が一般質問を打ち切りますので申し添えます。

最初に、2番、望月憲之議員の質問を許します。

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

それでは、私のほうから質問をさせていただきます。

南海トラフ地震など、大規模災害への防災対応について、お伺いをしたいと思います。

昨年の議会においても、新型コロナウイルス感染症対策が必要な状況下における、各地区の防災訓練について、その必要性和訓練のあり方について、質問をさせていただきました。

しかしながら、コロナ感染症のまん延防止に配慮したことから、十分に実施されているとは言えない状況であります。

町は国土強靱化基本法に基づき、いかなる自然災害が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」、「速やかに回復するしなやかさ」を持った「強靱な地域づくり」を推進するため「南部町国土強靱化地域計画」を策定しました。

その中で、南海トラフ地震については、発生の切迫性を指摘しており、地震が発生した場合には著しい災害が生ずるおそれがあるとしています。そのため、本町でも適切かつ迅速な地震防災対策を講じることが必要であります。

一方、国では令和3年5月に政府の中央防災会議において、南海トラフ地震防災対策推進基本計画を策定しました。

中央防災会議では、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、いかなる大規模な地震およびこれに伴う津波が発生した場合にも、人命だけはなんとしても守るとともに、わが国の経済社会が致命傷を負わないようハード・ソフト両面からの総合的な対策の実施による防災・減災の徹底を図ることを目的として、平成25年11月に法令名称も「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」から「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改正され、津波対策、災害復興に関する規定などが盛り込まれました。

南海トラフ巨大地震を含め、南海トラフ沿いで発生するさまざまな地震を考慮して地震防災対策を推進することとなり、この推進基本計画において、南部町も南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されております。

地震発生の可能性は、平常時より相対的に高まったと評価することはあっても、地震発生時期などの確度の高い予測は困難であり、地震がいつ起きると予測することはできないため、地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者等をサポートするため、日ごろから地震への備えを再確認することが大切となります。地域防災力を高めることと住民が参加した地震・大規模災害時への訓練は必ず必要であると考えます。

一方、平成30年7月の豪雨では、西日本を中心に北海道や中部地方を含む全国的に広い範囲で災害が発生し、先月には東北・北陸地方をはじめ全国各地で記録的大雨になり、9県52河川が氾濫し、土砂災害などが発生しています。

南部町のハザードマップでは、地震発生時の避難について警告していますが、地震によって

白鳥山の崩落が起こり、富士川をせき止めることや、記録的短時間大雨や台風などにより、富士川やその支流においても氾濫が発生する恐れがあり、洪水によって避難場所の多くは水没することが予想されます。

町は、地震と水害をどのように切り分けて、避難場所を設定し、住民の安全を確保する計画なのか伺いたいと思います。

また、新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、災害時には、危険な場所にいる人は避難することが原則であり、普段から地域防災力の強化と、住民参加型の地震防災訓練の実施や避難場所の確認が必要と考えますが、地震や大雨による災害などに対して「南部町国土強靱化地域計画」を生かした町の防災対策と避難訓練のあり方について、考え方を伺います。

○議長（遠藤光宣君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

交通防災課長の答弁を求めます。

金井交通防災課長。

○交通防災課長（金井貴君）

望月憲之議員の質問にお答えします。

まず、地震と水害をどのように切り分けて避難場所を設定しているかではありますが、避難場所とは、地震により同時多発の火災や洪水など異常な現象が発生した場合、地域内住民が生命・身体の安全を確保できる場所として、迅速に身を守るために避難する場所であります。町の地域防災計画では、120施設を避難所として、そのうち43施設を指定避難所に、さらに5施設を福祉避難所開設予定施設としております。

議員ご質問の地震と水害では、被災状況が大きく異なることは十分承知しておりますが、防災計画の中では、災害ごとの切り分けはしておりません。

しかし、避難所および指定避難所においては、避難した住民を安全に収容することが何よりも重要であるため、地震対応避難所としては、耐震化対策がなされているか。水害対応避難所としては、土砂災害警戒区域外もしくは、浸水想定区域外であるかが基準となります。

このため、指定施設ごとの収容可能人数、土砂災害警戒区域や浸水想定区域の有無などを細かく整理しております。

町では、町民の生命保護を最大限図ることを最優先いたしますので、その災害種別と災害規模の状況に応じて避難所を設定し、自主防災会を通じて住民にお知らせいたします。

次に、南部町国土強靱化計画を生かした防災対策と、避難訓練についての考え方についてですが、防災・減災への取り組みにつきましては、町のリスクマネジメントとして策定された南部町国土強靱化地域計画により、基本目標・事前に備えるべき目標・取組方針を設定し、想定されるリスクを特定し、分析することとしています。

町の重要インフラである、道路や橋梁、水道施設などのハードについては、国や県の計画との整合性を図りながら、総合的、かつ計画的に推進してまいりたいと思います。

また、自助、共助および公助の適切な組み合わせによって、コミュニティ機能の向上を図りながら実施する避難訓練につきましては、国土強靱化計画の基本目標の一番に挙げられている人命の保護が最大限図られるよう、住民一人ひとりが、自らの身は自らが守り、お互い助け合いながら地域でできることを考えながら実践し、行政は、資機材や備蓄品などのハード対策・地域防災組織の育成強化といったソフト対策が一体となった公助の取り組みを強力に推進し

てまいりたいと考えております。

コロナウイルス感染症はもちろんのこと、これからも社会を取り巻くさまざまな環境変化はあると思われますが、大規模な自然災害は常に想定していくことが重要でありますので、なお一層気を引き締めて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（遠藤光宣君）

交通防災課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

ただいま国土強靱化計画に沿った計画の説明がありましたけれども、動き出したばかりの国土強靱化計画なので、ぜひ前向きな取組をお願いしたいと思います。

さて、避難場所については、特に災害ごとの避難所の住み分けはしていないが、一定の基準を設け、災害種別と災害規模に応じて、地震対応避難所、水害対応避難所として避難所を設定し、自主防災会を通じて住民にお知らせするというところで、町としての避難対応に安心をしたところでございますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、住民参加の避難訓練が実施されていない現状では、最も身近な場所にある地震対応避難所がどこにあるのか、あるいは水害対応避難所がどこにあるかを事前に確認することができてない現状があると思います。

そのためにも、可能な限り住民参加の避難訓練をすることで、災害に対する理解が進み、町民が災害時に適切な行動をとり、被害を最小限にとどめることに繋がります。

青森県の南部町では、洪水、土砂災害、地震が発生したときに、その災害別の利用が可能な避難所の一覧表を策定し、令和2年には、更新された防災マップの説明会を町内3カ所で開催しています。

本町においても、ハザードマップの更新や、情報の追加の速やかな公表や、活用のための勉強会の開催が必要ではないでしょうか。

また、2019年から気象庁では、南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合などに、南海トラフ地震臨時情報や、南海トラフ地震関連解説情報を発表します。

事前避難や備えを促すために導入された情報ではありますが、この情報に対してどのような対応を取ればいいのか、町民の多くが理解しているとは言えない状況であると思います。

このことについては、先日の山日新聞でも大きく取り上げられておりまして、理解が進んでいないという状況でありました。

町としても、今後、どのようにこの内容を周知し、訓練に生かしていくのか伺いたいと思います。

避難訓練実施については、公助の部分は行政が主導で実施することであり、今回、強力に推進していくということが確認できましたので安心しておりますが、自助についても、日ごろから安否確認手段、あるいは避難場所の確認、生活必需品の備蓄、家庭内の地震対策などにより住民一人ひとりが、自らの身は自らが守ることが大切であると思います。

しかしながら、自分たちの住んでいる地域は自分たちで守るといった共助の部分が最も大切なことでありながら、コロナ禍によって、この中心をなす自主防災組織が一部の役員だけの集まりとなっていては、住民全体に防災意識が伝わらないのではないのでしょうか。

コロナ感染症拡大の中、今回は、パターン3での避難訓練実施になりました。これは仕方がないかもしれませんが、災害は待ってくれません。実際に災害が発生したときに、十分な対応を取ることができるのか不安であり、今後、コロナ感染症拡大が落ち着いたときに、改めて避難訓練を実施するのか、また避難所における新型コロナウイルス感染症対策の考え方についても、伺いたいと思います。

○議長（遠藤光宣君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

交通防災課長の答弁を求めます。

金井交通防災課長。

○交通防災課長（金井貴君）

お答えいたします。

まず、南海トラフ地震臨時情報と、南海トラフ地震関連解説情報についてどのように周知し、訓練に生かしていくかではありますが、周知につきましては、広報やホームページなどに掲載してまいりたいと考えております。

また、訓練につきましては、現在想定している訓練が突発型訓練でありますので、情報発令時の対応として、事前避難や備えを促す内容を取り入れ、実施してまいりたいと考えております。

次に、コロナ感染拡大が落ち着いたときの、改めての避難訓練の実施についてであります。町が実施する訓練につきましては、今後のコロナウイルス感染状況が見通せない中、今計画を立てることが困難であるため、年度内の実施は考えておりませんが、町民の防災意識を低下させないため、チラシやFM告知放送などで定期的に呼び掛けてまいります。

また、防災会からの要望があれば、勉強会や出前講座なども検討してまいりたいと思います。

次に、避難所における新型コロナウイルス感染症対策の考え方についてであります。感染症対策として、昨年指定避難所にアルコール消毒液、非接触体温計、フェイスシールドなど、コロナ対策用避難所セットを整備いたしました。

令和3年度、4年度に実施した、南部町地震防災訓練打ち合わせ会では、各防災会長に県からの指導を基に作成した避難所開設の流れ、感染症対策用手引書を配付し、避難所運営について説明をさせていただいております。

今後も、自治体による公助はもちろんのこと、住民一人ひとりが自ら取り組む自助、自主防災組織を軸とした地域の連携による共助が有効に機能するための対策と取り組みを進め、防災、減災に努めてまいります。

○議長（遠藤光宣君）

交通防災課長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

課長の答弁の中で、自主防災会の中で勉強会をやりたいということであれば、そういう情報提供をしますよとか、自主的なものを促すということでお話ございましたので、ぜひこういったことを進めていただきたいと思います。

最近新聞では、防災についての報道がなされておりまして、南海トラフ地震や台風、あるいは

は富士山の噴火に対する避難訓練の実施について報道がされております。富士吉田市では、実際に921人の市民が歩いて避難所に避難する訓練を実施し、一般住民の避難は、従来の車を使った避難から、原則噴火後は徒歩による避難にしたということで、普段避難所には車で行っていたが、歩いていくとかなり遠いということを実感をした、という記事も載っておりました。

災害時における避難は、個人が自らの判断で避難行動を取ることが原則でありますけれども、日ごろから、地震の場合はどこへ向かうのか、あるいは水害の場合はどこに向かうのか、これをしっかり把握・確認しておくことが、迷わず避難につながると思います。

交通防災課でも先日、災害に対するご家庭での備えというものを回覧していただきました。

こういったものを逐次情報発信していただいて、町民の理解が浸透していくことが大切であるかなと思います。

いずれにしても、災害はいつどのように発生するか分かりません。日ごろから家庭内での防災への取り組み強化と、自主防災組織づくりを進めるよう、ぜひ情報の提供を続けてお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

以上で、望月憲之議員の一般質問を終了いたします。

次に3番、望月小五郎議員の質問を許します。

望月小五郎議員の質問は2問あります。

まず、1番目の質問を求めます。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

以前にぎわっていた商店街において、閉店してしまう店が増え、その地域の活力が衰退してしまい、町の発展に大きな影を落としてしまっています。活気あるまちづくりには欠くことのできない商店街などの再生についてお伺いしてまいりたいと思います。

少子高齢化に起因する人口減少で、かつて商店街として栄えた地域がシャッター通りになりつつあります。

特に、南部町の中心であった南部商店街通りにおいてもほとんどの店が閉店し、7時以降は人通りもまばらで寂しい限りです。

シャッター通りを再生させた好取り組み事例を参考にして、地域の皆さまとともに、賑う商店街の再生を考えていくべきではないでしょうか。中部横断道による人流が見込める好立地条にあると思っています。再生のアイデアを出し合い、インパクトあるイベント、情報発信をしながら着実にまちづくりを進めていけば成功できるのではないのでしょうか。

商店街などの再生計画などについて、町のお考えをお伺いいたします。

○議長（遠藤光宣君）

望月小五郎議員の質問が終わりました。

産業振興課長の答弁を求めます。

若林産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（若林安彦君）

ただいまの望月議員の、商店街の再生計画についてのご質問にお答えいたします。

まず、消費者ニーズが多様化している現代において、身近にある小売店に対し消費者が求め

るものは、安価な商品であることはもちろんのこと、品揃えの多さ、食料品であれば商品の安全性などが挙げられます。

しかし、時間や距離が近いにもかかわらず、身近な商店街ではなく、近隣市町へ進出した、広い駐車スペースを備えた品揃えが豊かな大型店や専門店へ消費者は出向く傾向があります。

議員のご質問にもありますように、町内の各商店数は減少し続け、現在の商工会員数は、令和4年4月1日現在274軒で、5年前の平成29年の319軒と比較して45軒、約14%減少しております。

町でも、商工業の発展を支援するために、商工会へ補助金を交付し、運営事業費の一部を助成しております。

助成対象事業は、経営改善普及事業、一般事業、管理費などに充てられ、講習会等の開催、金融指導、青年部等への活動費などに活用されております。

これらの補助金以外に、空き店舗対策推進事業補助金として南部の商店街にあるワイワイふるさと館の維持管理費、また、魅力ある個店創出支援事業補助金として、意欲とアイデアのある町内小規模事業者が、買い物弱者支援など消費者の利便性維持・向上などに係る経営環境の整備に取り組む経費を30万円を上限に補助するなど、さまざまな事業費の助成をしております。

今後も商店街の再生、ならびに消費者ニーズに沿った商店経営に向け、商工会と連携し、魅力を感じる利用しやすい商店街として消費者の支持が得られるように、マルシェ等の共同イベントへの参加、ホームページ・SNS等の活用、また町内共通商品券の利用拡大なども商工会へ依頼し、活性化に町として努めてまいります。

商店街とは違いますが、町内の道の駅においては、町の特産品を使用しさまざまな商品開発を進めたり、また、町内の小学生が考案したメニューを作って販売する取り組みを行っている業者や、まかいの牧場からヤギやヒツジなどレンタルし、子どもたちを対象にしたエサやりやバターづくり体験会、収穫祭等さまざまなイベントを開催するなど、工夫を凝らし多くのお客さまから好評を得ている事例もあります。

議員ご指摘の、少子高齢化による人口減少の影響をはね返して地域を再生するためには、商店経営者の意欲こそが最大のエネルギーとなりますので、消費者を呼び込むための積極的な取り組みにも期待したいと思います。

○議長（遠藤光宣君）

産業振興課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

こういう南部町みたいなところでは、高齢化や後継者不足による衰退はどうしても避けられないと思っています。厳しい状況下においては、地域住民の皆さん、商工会、行政の団結が何よりも大切です。

お答えにありました空き店舗対策の推進、魅力ある個店創出支援事業拡大、充実させ、行きたいと思える店舗を増やしていくことが、再生のカギではないでしょうか。

空き家、空き店舗を改装、刷新させ、SNSなどを通じ希望者を募集し、町に新しい息吹を吹き込む事業を進めてはいかがでしょうか。

自然や高速道路アクセスなど魅力いっぱいの南部町です。イベント型だけではなく、町の将来を見据えたまちづくりを考えてはいかがでしょうか。

この点について、町のお考えをお伺いいたします。

○議長（遠藤光宣君）

望月小五郎議員の質問が終わりました。

産業振興課長の答弁を求めます。

若林産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（若林安彦君）

ただいまの望月議員の再質問にお答えいたします。

中部横断自動車道が開通し1年が経ちましたが、これからも交流人口の増加が見込まれますので、町といたしましても魅力的なまちづくりのきっかけになるものと期待しているところがあります。

そのためにも、商工会、町の指定管理施設、関係機関と連携し、地域再生のための新しい息吹をもたらすよう、SNS等を活用し、情報発信に努めてまいりたいと思います。

そこで、行きたいと思える店舗とするために、昨年度は魅力ある個店創出支援事業補助金を活用し、事業拡大のための機械の購入、事業所のホームページ作成、キッチンカーを導入するなど、個店の活性化を進めるために努力している事業所もあります。

今後、商工会とも連携を強化し、町全体を商店街ととらえ、ワイワイふるさと館の充実と個店創出支援事業を継続し、特色ある店舗と事業内容で誘客力を高められるよう、積極的に取り組んでまいります。

空き店舗事業につきましても、南部町空き家バンク制度において情報発信しているところですが、現在の状況は店舗0件、住宅3件のみの掲載となっております。

情報提供物件ではありませんが、本年度内船地区において、住居兼店舗物件の賃貸が民間取引において1件ありました。空き家バンク物件では、1件の賃貸契約の成立を確認しております。

今後、空き店舗の掲載につきましては、企画とも連携する中で、情報提供に努め、新たな事業者を呼び込んでまいりたいと考えております。

○議長（遠藤光宣君）

産業振興課長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

今、産業振興課長のご答弁の中でいろいろありましたが、すべてプラス思考ですごくいいと思っています。

ただ、カンフル剤という施策においては、どうしてもちょっと小さすぎるのではないかと、もう少し金額を投入して、将来を見据えて、外から南部町に来てこんなことをやりたいなという人を広く募集しながら、その地域の再生、商店街の復興をしていってはいかがかなと思っています。

どうしてもお金はかかってしまいますが、決して無駄遣いではなく、すごくこれからプラスになるお金の使い方をしていってもらって、地域を再生していただきたいと思います。

町長の考えを聞かせてください。

○議長（遠藤光宣君）

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

再質問にお答えいたします。

地域を再生する、特に商店街を再生する。これは非常に大きな難しい問題ですけれども、行政はあくまでもそういう支援策がほしいとなれば、それはそれなりに対応をしたいと思いますし、あとはいろいろな全国の事例がありますから、ひとつにはコンサルを使って、この町の再生を考えてみる。そういったところに町自体が支援してもいいかなと思っています。その上で、またこの考え方を変えればいいかなと。

特に望月議員さんが旧富沢図書館を何とかしたいというお考えがありました。町としては非常にそれは賛成ですので、そういった計画書がはっきりした段階で、また町にも支援できるものがあれば支援をしたいと思っています。

それからもう1つは、道の駅なんぶが来年で指定管理が切れるんです。これまでの4年間の実績を見させていただきましたが、こんなコロナ禍であっても相当伸びているんですね。それなりのものすごい仕掛けをしています。リスクを伴うかもしれませんが、仕掛けることによってそれがいい方向に向かっていますから。

商工会はなかなか大変だとは思いますが、そんな話もしていただければね。ひとつの店だけでやるとなったら、これは大変なことはありますから、事業を継続したいような若い人たちがいて、その上でその新たなまちづくりをしてもらえれば面白いかなと、そこにやっぱり再生のカギがあるのではないかなと思っています。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

どうもありがとうございました。

以上で、1番目の質問を終了いたします。

次に、2番目の質問を求めます。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

2問目は、一向に収束が見えないコロナ禍においての、催事や会議の開催基準、また努力いただいている経済対策について、お伺いしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症は、感染拡大と収束を繰り返しています。南部町においても感染者が続出し、感染拡大が懸念されています。このような状況下、町民の皆さまの間に、催事や会議開催などについて、町に一定の基準を設けていただきたいとの声も上がっています。

また、コロナ禍で変容しつつある町のこれからの経済対策について、やってもらってもいいですが、さらに町の考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤光宣君）

望月小五郎議員の質問が終わりました。

総務課長の答弁を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺雄治君）

それでは、望月議員のご質問にお答えいたします。

議員もご承知のとおり、この新型コロナウイルスは変異を繰り返しており、これからもこの状況は続くことが予想されます。

そのため国では、取り組みを進める中で得られた知見や経験を現行の制度下で法に照らし、新型コロナウイルス感染症対策の実効性を高めることとしております。

これまでも確実に取り組みを推進させ、感染の早期収束につなげるため、専門家会議の意見を聴きながらさまざまな対策が進められてきました。

新型コロナウイルス感染症の法的な位置付けは、当初、感染症法に規定する全国かつ急速なまん延のおそれがある疾病の新感染症としていましたが、その後、指定感染症とされました。現在は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、新型インフルエンザ等感染症に変更し、対策が講じられております。

議員ご質問の、催事や会議等の開催基準を町として定めることについては、今、申し上げましたとおり、感染症の法的な位置付けにより、国や地方自治体の役割が定められております。

そのため、国がウイルスの特性などを考慮しながら示した業種別のガイドラインに基づき、感染防止対策を行っております。

また、県においては、県内の感染者数や病床使用率などを基に、医療提供体制を逼迫させるような事態を生じさせないため、知事から市町村へ感染拡大防止の協力要請がまいります。その要請内容に基づき、町では各種行事の開催方法、規模の縮小、中止等の判断基準に従うこととしております。

その要請の期間や内容につきましても、感染状況等により変更されますので、仮に町で一定の基準を示す場合であっても、県よりも厳しい対応としておかなければ感染状況によりその都度変更しなければなりませんので、かえって町民の混乱を招く恐れがありますし、基準を示すためのエビデンスを求めることは、町ではできません。また、厳しくすればするほど、経済は回らなくなりますので、町独自の基準を設けることは考えておりません。

次に、これからの経済対策についての町の考えであります。いまだ猛威を振るう新型コロナウイルスではありますが、国をはじめ、山梨県でも長崎知事自らが先頭にたち、感染拡大防止を徹底しながら経済を回していく、withコロナ社会の実現に向けた取り組みを進めております。

本町では、地域経済の回復に向けた施策として、事業所等も含めた水道料の無償化。また、第4弾「南部町ふるさと支援がんばろう商品券事業」も、10月からの使用開始に向けて準備をいたしております。この事業は、全世帯への生活支援を行うとともに、地域における消費を喚起・下支えすることにより、地域経済活動の維持・回復を図るための事業です。

このほか、コロナ禍において2年間中止が続いた諸行事も、今年度からは規模を縮小するなど感染対策を徹底した上で、開催する方向で進めてまいりました。

今後も感染状況を見ながらではありますが、開催することが可能と判断したものは、実施する方向で進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

総務課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

今、総務課長から答弁がありましたように、町の催事や会議につきましては、ご答弁いただいたとおりだと思っています。

ただ、わが町におきまして、各地区の区長さんや組長さんが招集される会議につきましては、一定の基準を設けてあげたほうが動きやすいのではないのでしょうか。

経済対策につきましては、小規模店舗業者の皆さまに配慮したがんばろう商品券が、地域経済の好循環につながるものと大いに期待しています。

しかしながら、コロナ禍において慶弔関係の変容が大きく、法事や宴会を生業としていた商店では厳しい状態が続いています。

それぞれの店で工夫して対応していますが、収束の見えない感染症下では、さらなる支援が必要だと思っています。

第4弾支援事業の効果を見ながらだと思いますが、これからピンポイントでの支援対策について、お考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（遠藤光宣君）

望月小五郎議員の質問が終わりました。

総務課長の答弁を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺雄治君）

再質問いただいた、区長、組長さんが招集する会議の開催基準を町が定めることについては、開催場所の広さやその施設の換気設備の状況、開催時間や人数と、地域ごとに事情が異なることを考えなければなりません。

先ほど申し上げましたとおり、感染状況によりその都度基準も変更しなければなりません、その際のエビデンスを町でお示しできる専門家はおりませんので、町が根拠に乏しい一定の基準を設けることは、住民の理解が得られないと思われます。

次に、これからの経済対策についての考えであります、町では現在、水道料の無償化を事業所も含め12月まで行っております。

また、南部町ふるさと支援がんばろう商品券は、これから始まる事業です。終了後には、この2つの事業の効果検証をしなければなりませんし、今後の感染状況の推移も見なければなりません。

議員ご指摘のとおり、さらなる支援が必要な場合は、来年度も引き続き支援対策事業に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

総務課長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

今、ご答弁いただいたように、支援を繰り返していけば、徐々にではあっても必ずその効果

が表れ、経済的好循環につながるものと確信しています。われわれもアイデアを出しますが、町もいろいろなアイデアを出しながら、継続的な対策をお願いし、私からの一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（遠藤光宣君）

ここで、町長から答弁をいただきます。

佐野町長。

○町長（佐野和広君）

今、総務課長のほうから話をしました。これに関連して、今回新たな商品券をやりますが、前はどこでも使える形でしたが、今回は半分に分けていますね。全国チェーン展開と、小売店と。その効果がどう出るかを見ながら、そしてそれが良い結果で、コロナの状況がこんな状態でしたら、今まではこういう支援事業は国からの特別交付金でほとんどが賄われましたけれども、状況によっては、町の財政調整基金から支援をしてもいいかなと思っています。状況を見てからですが、それだけ申し添えておきます。

○議長（遠藤光宣君）

以上で、望月小五郎議員の一般質問を終了いたします。

これで、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日7日、水曜日には文教厚生常任委員会、明後日8日、木曜日には総務建設常任委員会の審査が行われます。

会場は2階大会議室、開会は午前9時であります。

時間までに、2階大会議室にご参集くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは、控え室にお集まりください。

散会 午後 2時20分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和4年9月6日

南部町議会議長

遠 藤 光 宣

会議録署名議員

望 月 郁 夫

会議録署名議員

木 内 秀 樹

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

遠 藤 一 明

令和 4 年

南部町議会第 3 回定例会会議録

9 月 1 6 日

令和4年第3回南部町議会定例会（第2日目）

令和4年9月16日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 請願第2号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書
- 日程第3 議案第51号 南部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第52号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第53号 令和4年度南部町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第6 議案第54号 令和4年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第55号 令和4年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第56号 令和4年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第57号 令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第58号 令和4年度南部町睦合財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第59号 令和4年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第60号 令和4年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 認定第1号 令和3年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第2号 令和3年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第3号 令和3年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第4号 令和3年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第5号 令和3年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第6号 令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第7号 令和3年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第8号 令和3年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第9号 令和3年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第10号 令和3年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第23 議員派遣の件について

日程第24 閉会中の継続調査について

追加日程第1 発委第2号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	芦澤潤一郎	2番	望月憲之
3番	望月小五郎	4番	塩津悟
5番	望月郁夫	6番	木内秀樹
7番	遠藤高芳	8番	望月光彦
9番	小泉昇一	10番	仲亀佳定
11番	高橋茂広	12番	遠藤光宣

3. 欠席議員(0名)

4. 会議録署名議員

7番	遠藤高芳	8番	望月光彦
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町 長	佐野和広	教 育 長	入月一巳
代表監査委員	田中清一	秘書政策監	小倉弘規
会計管理者 (兼) 出納室長	佐野彰紀	総務課長	渡辺雄治
財政課長	市川隆	企画課長	杉山一陽
税務課長	渡辺幸博	交通防災課長	金井貴
子育て支援課長	岡村忠	福祉保健課長 (兼) 地域包括支援センター所長	佐野武人
住民課長	佐野郁夫	産業振興課長 (併) 農業委員会事務局長	若林安彦
建設課長	望月一臣	水道環境課長	遠藤成
デイサービスセンター所長	望月文広	アルファセンター所長	仲亀哲也
健康管理センター所長	渡辺基	学校教育課長 (兼) 学校給食共同調理場所長	近藤利也
生涯学習課長 (兼) 公民館長	遠藤賢	アルカディア課長	尾崎龍次

6. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議会事務局長 遠藤一明

○議長（遠藤光宣君）

皆さん、おはようございます。

令和4年第3回定例会2日目にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、2日間にわたる委員会での慎重な審査、大変ご苦労さまでした。

また、当初計画しておりました現地視察につきましては、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴いやむなく中止といたしました。次期定例会までには新型コロナウイルス感染症が収束することを強く願います。

それでは、本日が最終日になるかと思いますが、議員各位には、円滑なる議会運営に格段のご協力をお願い申し上げまして、定例会2日目のあいさつといたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しておりますので、令和4年南部町議会第3回定例会2日目の会議は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（遠藤光宣君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、7番 遠藤高芳議員および8番 望月光彦君議員の両名を指名いたします。

○議長（遠藤光宣君）

常任委員会に付託いたしました、日程第2 請願第2号に関する委員長からの審査報告、報告に対する質疑・討論・採決を行います。

最初に、日程第2 請願第2号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願について、文教厚生常任委員会 望月光彦委員長、審査報告をお願いいたします。

望月委員長。

○文教厚生常任委員長（望月光彦君）

それでは、請願の審査結果について報告いたします。

今期定例会で、議長より文教厚生常任委員会に付託されました、請願第2号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願について、9月7日、午後2時より、南部町役場本庁舎2階会議室において慎重に審査いたしました結果、複雑化、困難化する課題を抱え、なお新型コロナウイルス感染症への対応を求められる学校現場にあって、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けることができる教育環境の整備は極めて重要であり、請願の趣旨に沿うことが妥当であると、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、この結果につきましては、会議規則第94条第1項の規定に基づき、別紙のとおり議長に委員会報告書を提出してあります。

以上、報告を終わります。

○議長（遠藤光宣君）

以上で、日程第2 請願第2号に関する委員長報告を終了いたします。

望月委員長はその場でお待ち願います。

それでは、日程第2 請願第2号に関する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第2 請願第2号に関する質疑を終結いたします。

望月委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、討論を行います。

日程第2 請願第2号に関して、討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

日程第2 請願第2号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願については、委員長報告のとおり採択すべきものとするに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第2 請願第2号については、採択することに決定いたしました。

○議長（遠藤光宣君）

次に、常任委員会に付託いたしました、日程第3 議案第51号 南部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定から、日程第22 認定第10号 令和3年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定までの20件を一括議題とし、審査報告ならびに審査報告に対する質疑を行います。

最初に、総務建設常任委員会の審査報告ならびに審査報告に対する質疑を行います。

総務建設常任委員会の委員長報告を求めます。

総務建設常任委員会 小泉昇一委員長、登壇願います。

○総務建設常任委員長（小泉昇一君）

大変お疲れさまです。

総務建設常任委員会、委員会審査報告をただいまから行います。

本委員会は、令和4年9月8日、木曜日に開会し、午前9時から午後2時15分まで、南部町役場本庁舎2階大会議室で審査いたしました。

出席者は、委員長の私、小泉昇一、遠藤高芳副委員長、高橋茂広委員、望月郁夫委員、望月小五郎委員、望月憲之委員、遠藤光宣議長です。以上、7名で審査いたしました。

執行部からは、産業振興課・農業委員会、総務課、交通防災課、財政課、税務課、企画課、建設課、議会事務局の各課長、局長および担当職員が出席いたしました。

お手元に配付のとおり、総務建設常任委員会に付託されました議案第51号から、認定第

10号までの11件の議案について、所管課より説明を受け、慎重に審査を行いました結果、いずれも原案のとおり可決および認定すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において次の質疑があり、所管課からそれぞれの答弁がありました。

質疑の内容については、別冊の総務建設常任委員会審査報告書より、抜粋して報告いたします。報告書をご用意ください。

はじめに、産業振興課・農業委員会です。

2ページ、議案第53号 令和4年度南部町一般会計補正予算（第5号）について、歳入、問 11ページ、16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、2節林業費補助金について説明を。

答 森林環境譲与税の活用推進のため、重要インフラ施設周辺森林整備について、当初予算の事業の拡大と追加の箇所の整備を行うもので、これに対する補助金です。

次に建設課です。

8ページの、事務概要書41ページです。

問 サンテラス内船に空き室があるが、すべて改修がされているのか。

答 現在12室の空き室がありますが、うち3室は改修済みで、残りについては、今年度も引き続き、予算の範囲内において1室ずつ改修を行っていきたいと思います。

続いて、交通防災課です。

9ページをご覧ください。

認定第1号 令和3年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳入の、

問 18ページ、16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金の1節総務管理費補助金のうち、市町村自主運営バス運行費補助金について算出根拠を。

答 年間の実走距離数に83.47円を掛けたものが補助金対象経費となっております。佐野線におきましては、1万9,229キロ、循環線が2万5,550キロ、徳間・十島線が3万3,841キロ、徳間・内船線が1万9,388キロということで、この距離に83.47円を掛けた額が817万9千円になります。この817万9千円の2分の1の409万9,500円が運行費補助金となります。

次に、財政課です。

11ページをご覧ください。

認定第1号 令和3年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳入、

問 21ページ、19款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金、3節公共施設整備基金繰入金について、昨年、公共施設等総合管理計画の見直しができれば、どれくらいの積み立てを行えばよいのか金額が分かると言っていたが、その後の説明を。

答 現在の公共施設整備基金につきましては、25億5,800万円ほど保有をしておりますが、一方、公共施設等総合管理計画に載せてあります施設は76施設ありまして、施設の老朽化を示す比率である固定資産減価償却率は63.7%で、かなり老朽化が進んでおります。

その計画においては、人口減少や人口減少に伴う財源の減少などを考慮し、真に町民の皆さまに必要な行政サービスは何なのかということとを踏まえて、各施設の長寿命化であるとか、現状維持、それから除却検討という方針を出させていただきました。いずれの方向性により管理をしても費用がかかってきます。特に除却にあつては、国からの補助等が

基本的にありませんので、一般財源で賄っていかななくてはなりません。今後、財源につきましては、国県の補助金を最大限に活用して、過疎対策債の対象となるものについてはその起債を充てて対応をし、残りのものについては一般財源または公共施設整備基金を充てていくという形になります。

基金は25億5,800万円ありますが、公共施設等総合管理計画においては、この10年間で施設の更新をしていきますと、概算で約71億円かかるという見込みとなっておりますので、現在の保有額は十分ではないと考えます。

今後は、計画の推進にあたり庁内でPDCAサイクルを構築し、適正に実行していきます。

次に企画課です。

13ページをご覧ください。

認定第1号 令和3年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳入、

問 13ページ、14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、4節お試し住宅使用料について説明を。

答 お試し住宅につきましては、平成29年度に竣工しておりまして、平成30年度に3組、令和元年度に2組の利用者がありましたが、令和2年度からはコロナ禍による対策として貸出をしておりませんので、実績としては0件となっております。

今後は、全国のコロナ感染状況をみながら、お試し住宅として使用できる2部屋については貸出を考えております。

お試し住宅竣工にあたりましては、内閣府の地方創生拠点整備事業交付金を利用しておりますので、残りの2部屋につきましては、内閣府に用途変更ができるかの照会を現在しているところであります。

次に、税務課です。

15ページです。

認定第1号 令和3年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳入、

問 9ページ、1款町税について、収入未済額があるが、納められなくなった町民の相談などはどのようにしているか。

答 滞納のある方々については、生活状況などを聞き取り調査し、必要に応じ福祉保健課等へ導くことで支援制度を案内しながら、納付や生活状況の改善について協議させていただいております。また、未納者については、99%以上の納期内納税者との公平性を鑑みながら、法に基づく督促状、催告書や電話催告等にて納付を促し、納税相談のタイミングを図り折衝しております。

次に、総務課・分庁舎・万沢支所関係です。

16ページです。

認定第1号 令和3年度南部町一般会計歳入歳出決算認定についてです。歳出、

問 30ページ、2款総務費、1項総務管理費、12目公共施設等総合管理事業の、12節委託料と14節工事請負費について説明を。

答 令和2年度からの繰越事業と令和3年度事業になります。初めに令和2年度の繰越事業ですが、産業振興課を分庁舎から農村環境改善センターに移すための、改善センター改修費となります。農村環境改善センター事務室改修工事設計及び工事監理業務委託に

103万4千円、工事請負費として農村環境改善センター事務室改修工事に1,197万9千円、駐車場の整備や手すり等の外構工事に236万5千円となります。

次に、令和3年度分としましては、総合会館解体に向けて、分庁舎2階に会議室、内船歌舞伎使用倉庫の設置、総合会館との渡り通路の切り離しを行う工事をさせていただきましたが、分庁舎改修及び部分解体工事設計業務に179万3千円、工事監理業務に154万円、分庁舎改修及び部分解体工事に4,295万5千円となります。

以上で、総務建設常任委員会に付託されました、委員会審査報告を終わります。

○議長（遠藤光宣君）

委員長報告が終わりました。

小泉委員長は、その場でお待ち願います。

それでは、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、総務建設常任委員会の委員長報告に対する質疑を終結いたします。

小泉委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、文教厚生常任委員会の審査報告ならびに審査報告に対する質疑を行います。

文教厚生常任委員会の委員長報告を求めます。

文教厚生常任委員会 望月光彦委員長、登壇願います。

○文教厚生常任副委員長（望月光彦君）

それでは、文教厚生常任委員会、委員会審査報告を行います。

本委員会は、令和4年9月7日、水曜日に開会し、午前9時から午後2時まで、南部町役場本庁舎2階大会議室で審査いたしました。

出席者は、委員長、私、望月光彦、仲亀佳定副委員長、木内秀樹委員、塩津悟委員、芦澤潤一郎委員、遠藤光宣議長。

執行部からは、教育長、総務課長、住民課・医療センター・税務課、福祉保健課・デイサービスセンター・アルファセンター、子育て支援課、水道環境課・環境センター、教育委員会の各課長、所長および担当職員が出席をいたしました。

お手元に配付のとおり、文教厚生常任委員会に付託された議案第53号から認定第6号までの12件の議案について、所管課より説明を受け、慎重に審査を行いました結果、いずれも原案どおり可決および認定すべきものと決しました。

なお、審査の過程において次の質疑があり、所管課からそれぞれ答弁がありました。

質疑の内容について、別冊の文教厚生常任委員会審査報告書より抜粋して報告いたします。

報告書を用意ください。

はじめに、住民課・医療センターです。

2ページ、議案第55号 令和4年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、南部・万沢診療施設勘定、

問 持続可能で質の高い医療を提供するための地域医療の実現に向け、診療所の今後の方向性と将来的な見通しは。

答 万沢診療所は永谷医師の退職に伴い、今年度より、市川医師と身延山病院の内科・外科の派遣医師でローテーションを組み、診療を行っています。派遣の都合上、半日単位と時間が限られるので、患者さんが集中する傾向はありますが、おおむね順調に行えている印象です。

当面は両診療所とも現行での営業を考えていますが、長期的には難しい状況が予想されますので、近隣医療機関と協議を行い、医療体制の連携について考えていく必要があると思います。

次に、教育委員会です。

5 ページ、議案第 5 3 号 令和 4 年度南部町一般会計補正予算（第 5 号）について、歳出、
問 2 1 ページ、7 項保健体育費、3 目アルカディアスポーツセンター費、1 0 節需用費のプールの修繕について、トラブルの原因、メンテナンスチェック、耐用年数など。また、機械設備の入れ替えは可能かを含め、今後の対策について説明を。

答 昨年の故障から注意を払っていたところですが、7 月 6 日に地下の環水槽が破損し水が漏れました。職員が毎日様子を見ており、点検も各専門業者により実施していました。今回の環水槽の修繕に合わせてプールの利用が停止しないよう、老朽化している主要部についても今回修繕をします。開館から既に 3 0 年が経過していますので、今後もプール以外の主要部についても計画的に修繕をしていくようにします。

次に、子育て支援課です。

9 ページ、認定第 1 号 令和 3 年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳出、
問 3 款民生費、2 項児童福祉費、9 目子育て世帯等臨時特別支援事業費、1 8 節負担金、補助及び交付金の内容と、不用額が多いように思うが説明を。

答 新型コロナウイルス感染症の影響がさまざまな人々に及ぶ中、児童 1 人当たり 5 万円と商品券 5 万円分の計 1 0 万円の給付ということでしたが、最終的には 1 0 万円の給付という形になりました。児童手当の対象児童については自動的な給付、高校生は申請による給付を行いました。人数は、国の基準対象者 7 5 4 人に対し、本町は高額所得者にも支給することとなりましたので 7 7 6 名です。

不用額については、親が公務員で本町に住所がある単身赴任者、特に教員・警察官などの場合の児童数の把握ができないため、多めに計上したためです。

次に、水道環境課・環境センターです。

1 0 ページ、認定第 1 号 令和 3 年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳入、
問 2 3 ページ、2 1 款諸収入、5 項雑入、4 目雑入、1 節資源ごみ引き取り料と再利用資源販売収入の金額を。

答 資源ごみ引き取り料は、アルミ缶が 1 4 7 万 3 9 2 円、スチール缶が 6 3 万 7, 6 7 3 円、家電線・アルミガラ等が 1 3 8 万 3, 2 1 2 円、ペットボトルが 2 万 4, 3 8 0 円となります。再利用資源販売収入は、段ボール等になります。古紙回収料が、1 6 万 9, 4 3 0 円、衣類が 1 万 1, 4 5 0 円となります。

次に、福祉保健課・デイサービスセンター・アルファセンターです。

1 3 ページ、

問 事務概要書 1 9 ページ、介護慰労金給付事業と在宅介護用品助成事業について説明を。

答 介護慰労金であります。寝たきりや認知症の高齢者を在宅で介護している方の労を労

うための給付金であります。年に2回支給しておりまして、実人数は81人のご家族に支給をしております。

次に、在宅介護用品助成事業であります。こちらは寝たきり等になった方々の介護用品、いわゆる紙オムツなどの購入費を助成するものです。介護者の経済的負担と在宅介護の向上を目的とするものであります。助成額であります。要支援1・2、介護1から3の方は、年間3万円、要介護4・5の方は、年間4万8千円の助成をしております。

以上で、文教厚生常任委員会、委員会審査報告を終わります。

○議長（遠藤光宣君）

委員長報告が終わりました。

望月委員長は、その場でお待ち願います。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、文教厚生常任委員会の委員長報告に対する質疑を終結いたします。

望月委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

以上で、各常任委員会委員長の審査報告ならびに審査報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（遠藤光宣君）

次に、日程第3 議案第51号 南部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定、日程第4 議案第52号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定の2件について、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、日程第3 議案第51号、日程第4 議案第52号についての討論を終結いたします。

次に、日程第5 議案第53号 令和4年度南部町一般会計補正予算（第5号）から日程第12 議案第60号 令和4年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）までの、令和4年度補正予算8件について、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、日程第5 議案第53号から日程第12 議案第60号までの討論を終結いたします。

次に、日程第13 認定第1号 令和3年度南部町一般会計歳入歳出決算認定から、日程第22 認定第10号 令和3年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定までの令和3年度歳入歳出決算認定10件についてを一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、日程第13 認定第1号から日程第22 認定第10号までの討論を終結いたします。

○議長（遠藤光宣君）

次に、採決を行います。

採決は、1議案ごとに順次行います。

最初に、日程第3 議案第51号 南部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第3 議案第51号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第4 議案第52号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第4 議案第52号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第5 議案第53号 令和4年度南部町一般会計補正予算（第5号）について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第5 議案第53号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第6 議案第54号 令和4年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第1号）について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第6 議案第54号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第7 議案第55号 令和4年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第7 議案第55号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第8 議案第56号 令和4年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）に

ついて、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第8 議案第56号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第9 議案第57号 令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第9 議案第57号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第10 議案第58号 令和4年度南部町睦合財産区特別会計補正予算(第1号)について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第10 議案第58号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第11 議案第59号 令和4年度南部町富沢財産区特別会計補正予算(第1号)について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第11 議案第59号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第12 議案第60号 令和4年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第12 議案第60号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第13 認定第1号 令和3年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第13 認定第1号については、原案のとおり認定されました。

次に、日程第14 認定第2号 令和3年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第14 認定第2号については、原案のとおり認定されました。

次に、日程第15 認定第3号 令和3年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第15 認定第3号については、原案のとおり認定されました。

次に、日程第16 認定第4号 令和3年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第16 認定第4号については、原案のとおり認定されました。

次に、日程第17 認定第5号 令和3年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第17 認定第5号については、原案のとおり認定されました。

次に、日程第18 認定第6号 令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第18 認定第6号については、原案のとおり認定されました。

次に、日程第19 認定第7号 令和3年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第 19 認定第 7 号については、原案のとおり認定されました。

次に、日程第 20 認定第 8 号 令和 3 年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第 20 認定第 8 号については、原案のとおり認定されました。

次に、日程第 21 認定第 9 号 令和 3 年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第 21 認定第 9 号については、原案のとおり認定されました。

次に、日程第 22 認定第 10 号 令和 3 年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第 22 認定第 10 号については、原案のとおり認定されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 18 分

再開 午前 10 時 19 分

○議長（遠藤光宣君）

それでは、会議を再開いたします。

ただいま、文教厚生常任委員会から、請願第 2 号かかる意見書の提出についての議案が提出されました。

お諮りいたします。

発委第 2 号を追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、発委第 2 号を日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

ここで、追加日程準備のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時21分

○議長（遠藤光宣君）

それでは、会議を再開いたします。

○議長（遠藤光宣君）

追加日程第1 発委第2号の意見書の提出についてを議題といたします。

文教厚生常任委員会提出議案は、お手元へ配付いたしましたとおりでありますので、議案の朗読は省略させていただきます。

提出議案の趣旨説明・質疑・討論・採決を行います。

追加日程第1 発委第2号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出についてを議題とし、提出委員会より趣旨説明を求めます。

文教厚生常任委員会 望月光彦委員長。

○文教厚生常任委員長（望月光彦君）

それでは、発委第2号について、説明をさせていただきます。

加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について、趣旨説明をいたします。

朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

委員会提出議案1ページをご覧ください。

発委第2号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和4年9月16日提出

南部町議会議長 遠藤光宣殿

提出委員会は南部町議会文教厚生常任委員会であります。

提出理由であります、子どもたちのゆたかな学びや学校の働き方改革を実現し、全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられるようにするため、加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施と中学校での35人学級の実施、計画的な教職員定数改善の推進、義務教育費国庫負担制度の堅持、および教育条件の格差解消のための教育予算の拡充を政府に強く求めるため、本意見書を提出するものであります。

なお、意見書はお手元に配付してありますので、朗読は省略させていただきます。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

議員各位には、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げまして、以上で、発委第2号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について、趣旨説明を

終わります。

○議長（遠藤光宣君）

追加日程第1 発委第2号の趣旨説明が終わりました。

望月委員長は、その場でお待ち願います。

次に、本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、追加日程第1 発委第2号に関する質疑を終結いたします。

望月委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、討論を行います。

追加日程第1 発委第2号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出についてを、討論いたします。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

追加日程第1 発委第2号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、追加日程第1 発委第2号は、原案のとおり決定いたしました。

なお、本意見書は、地方自治法第99条の規定により、議長において各関係機関へ提出いたします。

○議長（遠藤光宣君）

日程第23 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

現在予定されている議員派遣案件はございませんが、臨時案件が発生した場合、議長の判断において、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、臨時案件発生の場合は、議長の判断において、議員を派遣することに決定いたしました。

○議長（遠藤光宣君）

日程第24 閉会中の継続調査についてであります。議会運営委員会委員長、総務建設常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長、議会改革特別委員会委員長から閉会中の各委員会の開催について申し出がありました。

会議規則第75条の規定に基づき、令和4年第4回定例会の会期の決定、所管事務研究および調査について、お手元に申出書の写しが配付されております。

お諮りいたします。

各委員長からの申出書のとおり、各委員会の所管事務等について議会閉会中に委員会を開催することに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、委員会の所管事務等について、議会閉会中の委員会開催については決定されました。

以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

令和4年南部町議会第3回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは控室にご参集ください。

閉会 午前10時29分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和4年9月16日

南部町議会議長

遠 藤 光 宣

会議録署名議員

遠 藤 高 芳

会議録署名議員

望 月 光 彦

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

遠 藤 一 明

